

■ 自動けいぞく(累積)投資規程

第1条 (規程の趣旨)

この規程は、お客様と三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「当社」といいます。）との間の、証券投資信託受益権（以下「投信」といいます。）の累積投資に関するとりきめです。

当社は、この規程に従って投信の累積投資の委任に関する契約（以下「契約」といいます。）をお客様と締結いたします。

第2条 (申込方法)

(1) お客様は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名、捺印しこれを当社国内の本・支店（以下「取引店」といいます。）に提出することによって各銘柄ごとに契約（以下「当該契約」といいます。）を申し込むものといたします。

(2) 前項の契約が締結されたときは、当社は直ちに各銘柄ごとに累積投資口座を設定いたします。なお、当社所定の印鑑届により当社に提出されている印影をもって、当社への届出印といたします。

第3条 (金銭の払込)

お客様は、前条により設定された累積投資口座にかかる銘柄の投信（以下「当該投信」といいます。）を取得するため、1回の払込につき10万円以上の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払い込むことができます。ただし、当社はこれと異なる払込単位を定めることができます。

第4条 (取得の時期および価額)

(1) 当社は、お客様から当該投信取得の申込みのあったときは、当該投信の目論見書の定めに基づき遅滞なく当該投信の取得を行います。ただし、当該投信の目論見書において取得申込日に制限が設けられている場合は、その定めに従います。

(2) 前項の取得価額は、当該投信の目論見書の定めによるものとします。なお、当社は当該投信の目論見書に定める所定の手数料および手数料に対する消費税を加えた金額を払込代金の中から申し受けます。

(3) 取得された当該投信の所有権並びにその元本または果実に対する請求権は、その取得があった日からお客様に帰属するものといたします。

第5条 (受益権の管理)

(1) この契約によって取得された当該投信は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）、投資信託振替決済口座管理規程に基づいて管理いたします。

(2) 当社は、当該管理にかかる当該投信につき、管理料を申し受けることがあります。

第6条 (果実の再投資)

(1) 前条の管理にかかる当該投信の果実は、お客様に代わって当社が受領のうえ、当該お客様の累積投資口座に繰入れ、原則としてその全額をもって決算日の価額により当該投信を取得します。なお、この場合、取得の手数料は無料といたします。

(2) 当社は、お客様の申し出により、当該投信の果実について、定期引出契約（以下「定期引出」といいます。）を締結することができるものとします。この場合、前項にかかわらず、お客様に代わって当社が受領した当該投信の果実については、その全額より税金等を差引いた金額をお客様の指定預金口座に自動的に入金します。

(3) 当社は、お客様の申し出により、前項の定期引出を停止することができるものとします。この場合、当該投信の果実は、第1項のとおり取り扱うことといたします。

(4) お客様は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名、捺印しこれを取引店に提出することによって定期引出、若しくは定期引出の停止を申し込むものといたします。

第7条 (返還)

(1) お客様は、いつでも当社を通じて自己の保有する当該投信またはその果実の返還を請求することができます。ただし、当該投信の目論見書において返還の申込日に制限が設けられている場合には、その目論見書の定めに従います。

(2) 当社は、お客様から前項の返還の請求を受けたときにこれを換金し、その代金を返還いたします。この場合の換金金額は、当該投信の目論見書の定めによるものとします。

(3) 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとします。

第8条 (解約)

(1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは解約されるものといたします。

- ① お客様から解約のお申し出があったとき
 - ② お客様の累積投資口座の残高が無くなった日から2年を経過する日の属する年の12月31日までの間に、当該累積投資口座において受益権の買付が行われなかったとき
 - ③ 当社が累積投資業務を営むことができなくなったとき
 - ④ 受益権が償還されたとき
- (2) この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく前条に準じて管理中の当該投信およびその果実を返還いたします。

第9条（届出事項の変更・成年後見人等の届出等）

- (1) 改名、転居および届出印の変更など申込事項に変更があったときは、お客様は、遅滞なく当社にお申し出のうえ、当社所定の手続をおとりください。この手続の前に生じた損害については当社は責任を負いません。
- (2) 成年後見人等の届出については、以下の各号の規定に従うものとします。
 - ① お客様またはお客様の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
 - ② お客様またはお客様の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
 - ③ お客様またはお客様の成年後見人等について、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2号と同様にお届けください。
 - ④ 前3号の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
 - ⑤ 前4号の届出前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

第10条（その他）

- (1) 当社は、当該契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- (2) 当社は、次の各号により生じた損害については、その責を負いません。
 - ① 届出印の押印された所定の受領書と引換えに、当該契約に基づく当該投信またはその果実を返還した場合
 - ② 印影が届出印と相違するために当該契約に基づく当該投信またはその果実を返還しなかった場合
 - ③ 天災地変その他不可抗力により、当該契約に基づく当該投信の取得、若しくは当該投信またはその果実の返還が遅延した場合
- (3) 当該契約は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

以上

(別紙)

第5条第2項の累積投資口座にかかる銘柄の投信管理料は無料とします。

以上

2023年11月20日